

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 危機管理防災課

法令名	危険物の規制に関する政令			法令の番号	昭和34年政令第306号				
許認可等の種類	危険物取扱者免状の再交付			根拠条項	第35条第1項				
審査基準	危険物の規制に関する政令第35条第2項及び危険物の規制に関する規則第53条に基づき申請されていること。 危険物取扱者免状に関する事務処理手続について（昭和63年消防危第125号）の4の部分によること。								
	受付機関	危機管理 防災課	処理機関	危機管理 防災課	交付機関	危機管理防災課	標準処理期間	15 日	目次 NO
							標準経由期間	日	62～